

建設労働者の雇用の改善を図る 事業主の方等への給付金

建設雇用改善助成金

建設事業主等が行う建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成することにより、建設労働者の雇用の改善を図るものであり、「建設教育訓練助成金」、「雇用管理研修等助成金」、「福利厚生助成金」及び「雇用改善推進事業助成金」の4種類の制度からなっています。

各助成金の概要

I 建設教育訓練助成金

1 第1種 認定訓練

中小建設事業主等が、職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う場合の経費を助成するものであって、経費のうち、国・都道府県(それぞれ1/3で、計2/3)又は国(1/2)から助成を受けた額を控除した額の1/2に相当する額を限度として支給します。

2 第2種

(1) 技能実習

中小建設事業主等が行う技能向上のための技能実習の運営経費を助成するものであって、運営経費のうち、実費相当額で、一の技能実習について1日13万円を限度額とし、かつ、20日分を限度として支給します。

(2) 通信教育訓練

中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合の受講料の一部を助成するものであって、受講料のうち、負担した受講料の1/2、1人当たり10万円を限度として支給します。

(3) 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練

実施計画の認定を受けた建設事業主団体が建設業務労働者就業機会確保事業の対象労働者に対する教育訓練を自ら実施又は事業外施設に委託して受講させた場合にその費用の1/2(中小建設事業主団体にあっては2/3)(1コース1人当たり5万円を限度)に相当する額を支給します。

3 第3種

(1) 職業訓練推進

職業訓練法人(広域的職業訓練を実施する者に限る)が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行う場合に、その経費の一部を助成するものであって、職業訓練の推進のための活動に要した経費の2/3(訓練人日2万人日未満、限度額4,500万円)、(訓練人日2万人日以上3万人日未満、限度額6,000万円)、(訓練人日3万人日以上4万人日未満、限度額7,500万円)、(訓練人日4万人日以上、限度額9,000万円)を支給します。

(2) 施設等設置整備

元方事業主(下請労働者を対象とする場合に限る)又は職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置、整備を行う場合、その経費の一部を助成するものであって、職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設備又は整備に要した経費の1/2に相当する額(限度額3

億円)を支給します。

(3) 受講援助

広域的職業訓練を受講させた建設事業主に対し、その受講に要する旅費の一部を助成するものであって、建設事業主が負担した旅費の1/2に相当する額(限度額2万円)を支給します。

4 第4種

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で認定訓練、技能実習を受講させた場合、その賃金の一部を助成するものです。

(1) 認定訓練

長期課程訓練 1人1日当たり 4,400円

短期課程訓練 1人1日当たり 7,000円

(通常の賃金の額に相当する額から訓練給付金を差し引いた額が、上記日額を下回る時は、その差し引いた額)

(2) 技能実習

1人1日当たり 5,000円を限度額とし、かつ20日分を限度として支給します。

(3) 建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練

実施計画の認定を受けた建設事業主が建設業務労働者就業機会確保事業の対象労働者に対する教育訓練を自ら実施又は事業外施設に委託して受講させた場合に、その対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の額の1/2(中小建設事業主団体にあつては2/3)に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数として算出した日数(1コース150日を限度)を乗じて得た額を建設事業主に支給します。(注)

(注)ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額とします。

II 雇用管理研修等助成金

1 第1種

中小建設事業主等が、労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための雇用管理研修、建設労働者に対する指導監督に必要な知識を習得させるための職長研修、又は下請事業主の雇用管理の改善についての援助に必要な知識を習得させるための雇用管理援助担当者研修を行う場合、その経費を助成するものであって、実費相当額で、一の雇用管理研修、職長研修又は雇用管理援助担当者研修について1日当たり10万円を限度額とし、かつ6日分を限度として支給します。

2 第2種

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で雇用管理研修、職長研修又は雇用管理援助担当者研修を受講させた場合、その賃金の一部を助成するものであって、建設労働者1人1日当たり5,000円(通常の賃金の額に相当する額が、5,000円未満の時はその額)で6日分を限度として支給します。

III 福利厚生助成金

1 作業員宿舎

中小建設事業主等が、建設労働者の生活環境改善を図るため、作業員宿舎を新築、増築、改築、購入又は賃借した場合に助成するものです。

(1) 新築、増築又は購入に要した経費

寄宿させる建設労働者1人当たりの経費の額から12万円を控除した額に1/3(※)を乗じて得た額。

(限度額／1人当たり)

- ・耐火構造共同生活型作業員宿舎 25万円 (50万円※)
- ・非耐火構造作業員宿舎 12万円 (24万円※)
- ・個室型作業員宿舎 40万円 (80万円※)

(2) 改築に要した経費

寄宿させる建設労働者1人当たりの経費の額から4万円を控除した額に1/3(※)を乗じて得た額。

(限度額／1人当たり) 12万円 (24万円※)

(3) 賃借料

1人当たりの1ヵ月の賃借料から2,500円を控除した額に1/3(※)を乗じた額に当該宿舎を賃借している月数を乗じて得た額(18ヵ月限度)。

※ 男性用と女性用に区分された作業員宿舎を新築した場合等には助成率2/3、限度額は()内の額。

2 現場福利施設

中小建設事業主等が、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を新築、購入又は賃借した場合に、経費の一部を助成するものであって、新築、購入又は賃借に要した経費の1/3(男性用と女性用に区分された更衣室、浴室、便所及びシャワー室を新築等した場合は、要した経費の2/3)を支給します。

3 健康診断

中小建設事業主が、期間を定めて雇用する建設労働者に医師による健康診断を受診させた場合に助成するものであって、健康診断に要した費用(一人当たり限度額 3,900円)を支給します。

IV 雇用改善推進事業助成金

1 第1種

建設業の事業主団体又は総合工事業を行う者(元方事業主に限る。)であって、雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下事業主等を対象に行う諸事業に助成するものであって、支給対象となる経費の1/2(重点項目は2/3)、(事業内容によって限度額設定)を支給します。

2 第2種

都道府県の中小元方建設事業主団体が、当該都道府県の中小建設事業主等を対象に雇用改善実施計画に基づいて事業を行う場合に経費の一部を助成するものであって、支給対象となる経費の2/3(事業内容によって限度額設定)を支給します。

V 建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金

第2種又は、第4種建設教育訓練助成金として、Iに規定するもののほか、建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金(平成18年3月31日までの時限的措置)を支給することとしています。

1 教育訓練実施給付金

建設業における新規・成長分野に係る事業について、当該事業に従事するために必要な教育訓練(以下「対象教育訓練」といいます。)を、その雇用する建設労働者に自ら実施又は事業外施設に委託して受講させた建設事業主に対して、その費用の1/2(中小建設事業主にあつては2/3)(1人当たり5万円を限度)に相当する額を支給します。

2 教育訓練受講給付金

対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の額の1/2(中小建設事業主にあつては2/3)に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数として算出した日数(1コース150日を限度)を乗じて得た額を建設事業主に支給します。(注)

(注)ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、

基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額とします。

VI 建設業需給調整機能強化促進助成金

雇用改善推進事業助成金として、IVに規定するもののほか、建設業需給調整機能強化促進助成金（平成18年3月31日までの時限措置）を支給することとしています。

建設業の事業主団体が、

- ① 中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者（離職を余儀なくされた建設労働者を含む。）に対し無料の職業紹介事業
- ② 中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者（離職を余儀なくされた労働者を含む。）の職歴、資格、求職の条件等の求職に関する情報の収集、整理及び提供を行う事業
- ③ 建設業務有料職業紹介事業
- ④ 建設業務労働者就業機会確保あっせん事業

のいずれかを実施する場合、事業の実施に必要な初期経費と認められる額の2/3（100万円を限度）を支給します。（ただし、実施計画の認定を受けた建設業事業主団体の場合は限度額を150万円とします。）

※ 制度の詳細、その他受給のための手続き等は独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターへお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ 0570-001154

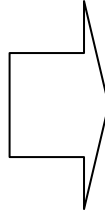
全国どこでも最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。（ただし、携帯電話・PHSはご利用できません。NTT回線以外の方は一部つながらない場合もあります。）

ご利用時間 9:00~17:00（土・日・祝は休業）

○建設雇用改善助成金

建設事業主等が行う建設労働者に対する雇用改善等の措置について、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設労働者の技能向上を図りたい



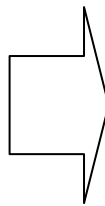
建設教育訓練助成金（P108）

- 第1種 認定訓練
- 第2種 技能実習・通信教育訓練
就業機会確保事業
- 第3種 職業訓練推進
施設等設置整備・受講援助
- 第4種 認定訓練・技能実習
就業機会確保事業

雇用改善推進事業助成金（P110）

- 第1種 地域団体・企業

雇用管理の改善を図りたい



雇用管理研修等助成金（P109）

- 第1種
- 第2種

雇用改善推進事業助成金（P110）

- 第1種 地域団体・企業

職場環境の整備改善を図りたい



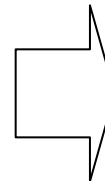
福利厚生助成金（P109）

- 作業員宿舎
- 現場福利施設
- 健康診断

雇用改善推進事業助成金（P110）

- 第1種 地域団体・企業

新規・成長分野に進出したい

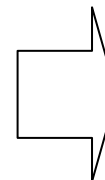


建設教育訓練助成金（P108）

- 新規・成長分野進出

建設業新分野雇用創出給付金（P21）

建設労働者の再就職を支援したい



雇用改善推進事業助成金（P111）

- 需給調整機能強化促進

建設業労働移動円滑化支援助成金（P17）

- 建設業新規・成長分野定着促進給付金
- 建設業労働移動支援能力開発給付金

※上記の助成金の申請手続き等についてのご相談につきましては、独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センターにお問い合わせ下さい。

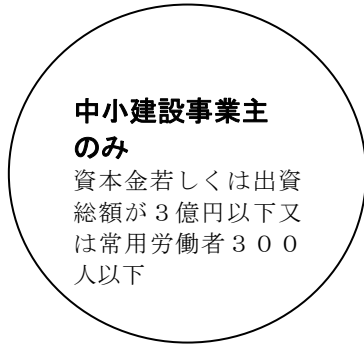
TEL 0570-001154

こちらの助成金についてインターネットで情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/index5.html>

ご利用できる方と助成金の種類は下記のとおりとなります。

ご利用
できる
方



建設教育訓練助成金

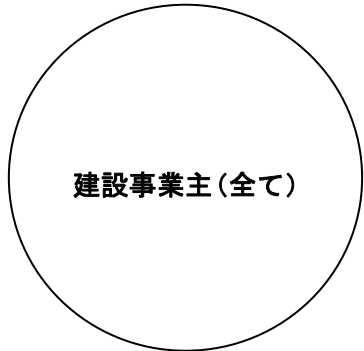
- 第1種 認定訓練
- 第2種 技能実習・通信教育訓練
- 第3種 施設等設置整備
受講援助
- 第4種 認定訓練・技能実習・就業機会確保事業
新規・成長分野進出

雇用管理研修等助成金

- 第1種、第2種

福利厚生助成金

- 作業員宿舎
- 現場福利施設
- 健康診断



建設教育訓練助成金

- 第3種 施設等設置整備
- 第4種 就業機会確保事業
新規・成長分野進出

雇用改善推進事業助成金

- 第1種 企業

建設業労働移動円滑化支援助成金

- 建設業新規・成長分野定着促進給付金
- 建設業労働移動支援能力開発給付金



建設教育訓練助成金

- 第1種 認定訓練
- 第2種 技能実習・就業機会確保事業
- 第3種 職業訓練推進
施設等設置整備（広域的職業訓練法人に限る）

雇用管理研修等助成金

- 第1種（雇用管理研修、又は職長研修に限る）

福利厚生助成金

- 作業員宿舎
- 現場福利施設

雇用改善推進事業助成金

- 第1種 地域団体
需給調整機能強化促進

建設業労働移動円滑化支援助成金

- 建設業労働移動支援能力開発給付金
- 建設業新分野雇用創出給付金

助成金の種類